行橋市国土強靱化地域計画



令和5年6月

行橋市

目次

は	じ	めに	こ 計画の概要	3
	計画	画策	5定の趣旨	3
	計画	画の)位置付け	3
	計画	画の)推進体制	4
第	1	章	行橋市の地域特性	5
	۱ -	- I	概況	5
	-	- 2	2 災害の想定	9
第	2 1	章	本計画の基本的考え方	. 11
	2 -	- 1	地域強靱化の意義	. 11
	2 -	- 2	2 対象とする災害	. 11
	2 -	- 3	3 基本目標	. 11
	2 -	- 4	- 基本的な方針	. 11
第	3 ₫	争	行橋市の強靱化の現状と課題(脆弱性評価)	. 15
	3 -	- 1	脆弱性評価の考え方	15
	3 -	- 2	? 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定	15

3-3 施策分野の設定	16
3 - 4 脆弱性の分析・評価の手順	18
3-5 脆弱性評価結果	19
第4章 強靱化施策の推進方針	30
第5章 計画推進の方策	39
5 - 計画の推進体制	39
5 - 2 計画の進捗管理と見直し	39

はじめに 計画の概要

計画策定の趣旨

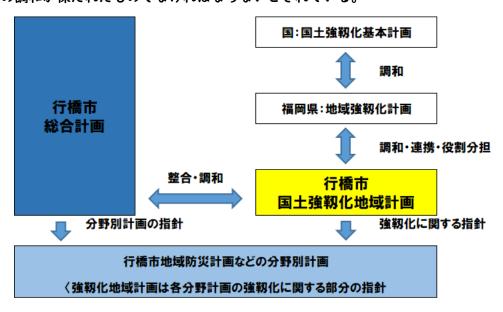
平成 23 年 3 月 II 日に発生した東日本大震災では、未曽有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。

また、気候変動の影響による平成30年の豪雨災害や令和元年の大型台風など、日本各地で甚大な被害が多発しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、 平常時からの防災・減災を中心とした「事前対策」の重要性が認識されることとなった。

このような中、国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)を施行し、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を閣議決定した。県も平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」(以下、「県強靱化計画」という。)を策定した。本市においても、基本計画や県強靱化計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生した場合でも、「強さ」と「しなやかさ」を合わせ持った安全・安心なまちづくりを構築するため、「市域の強靱化」推進の「行橋市国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものである。また、本市の基本方針を定めた「行橋市総合計画」と連携を図りながら策定するものであり、基本法第 14 条に基づき、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。



【基本法第 13 条 (国土強靱化地域計画)】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第 |4条 (国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

◆地域防災計画との違い

- ○「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもので、行橋市地域防災計画として策定されている。
- 一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものである。
- そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を明らかにし、最悪の事態をもたらす恐れのあるリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組みの方向性・内容をとりまとめたものである。

◆国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し地域社会の	災害の種類ごとの発生時の
	強靱化を図る	対応力の強化を図る
対象フェーズ	災害発生前〈平時〉	災害発生時・災害発生後
施策の設定方法	人命保護や被害最小化などを図る	予防・応急・復旧などの具体
	ため、最悪の事態を回避する施策	的対策
施策の重点化・指標	0	_

計画の推進体制

本計画の推進に当たって、庁内では、防災部局を中心に関係部署において推進を図り、全 庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、民間事業者を含む関係 機関と緊密に連携する。

第 | 章 行橋市の地域特性

Ⅰ-Ⅰ 概況

行橋市は福岡県の北東部、周防灘に面して位置する、面積 69.83 kmの市である。市域の径度・緯度は、東経 130 度 54 分~131 度 3 分、北緯 33 度 40 分 20 秒~33 度 45 分の区域である。行橋市は昭和 29 年 10 月 10 日、行橋町、蓑島村、今元村、仲津村、泉村、今川村、稗田村、延永村、椿市村の 9 ヵ町村が合併、市制を施行して成立した。

立地としては、長峡川、今川、そして祓川の河口部一帯、東は周防灘に面し、南は築上郡 築上町、西は京都郡みやこ町、北は北九州市小倉南区、京都郡苅田町に接する。

行橋市の北西部境界は北九州市小倉南区に属する天然記念物、平尾台カルスト(石灰岩地帯、標高 400~680m)に接しており、市の西部周辺には周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が広く分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面上には第四紀更新統の河川堆積層が段丘地形を形成して広く分布している。

市の南部には、御所ヶ岳(246.9m)、馬ヶ岳(215.1m)、矢留岳(93.9m)とほぼ東西に連なる山地に沿って南より、真崎花崗岩類、周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面の上には更新統の段丘堆積層が分布している。

市の東端部には、ほぼ南北に蓑島、沓尾、元永の東へと続く丘陵部に周防変成岩類が分布している。また、沓尾の西半には平尾花崗閃緑岩類が、南部の覗山(121.7m)には真崎花崗岩類がそれぞれ周防変成岩類に貫入して分布している。さらに、これらの丘陵部を取り巻くように、更新統の砂礫堆積層が段丘を形成して分布している。また、長井から稲童浜にかけては、北北西から南南東方向に周防灘からの海風による砂丘としての海岸段丘(更新統)がよく発達している。この海岸段丘上には古く旧石器時代より人々が生活しており、各時代の遺跡が多く分布している。

市の北側、苅田町には、高城山(405.9m)を中心に広く周防変成岩類が分布しており、その山麓部には、更新統の砂礫層が段丘地形を形成して分布している。また、市の北側、平尾台カルストの東、苅田町には広く平尾花崗閃緑岩類が貫入分布している。

周防灘に面した蓑島、沓尾、長井、そして稲童浜にはそれぞれ漁港がある。海岸は遠浅で、 潮干狩りのほか、海水浴場としても賑わいを見せている。行橋市の南端、周防灘に面した位 置には、航空自衛隊築城基地があり、地形は大きく改変されている。

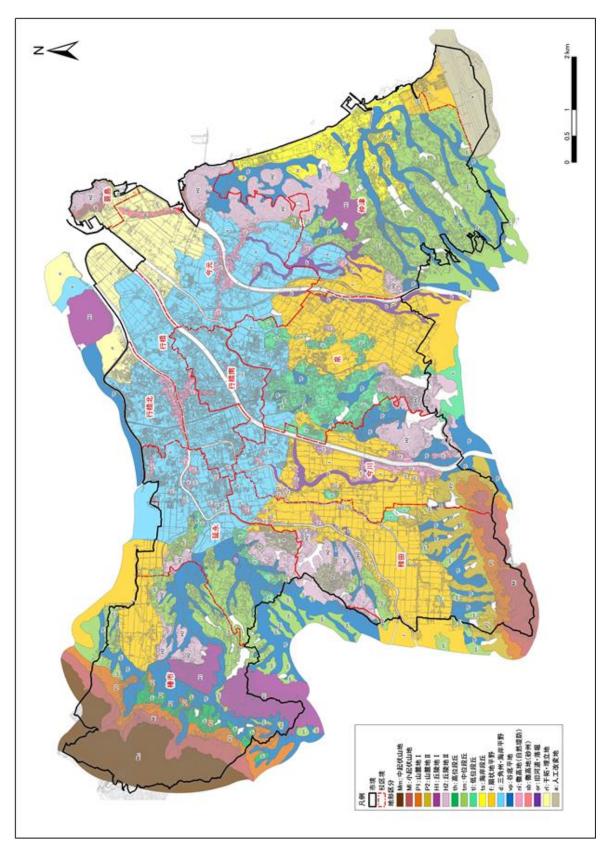


図 1

図 | に示すように、行橋市は、東側に周防灘を望む臨海平野である。市の北側には苅田町の中核を形成している中起伏山地で、古期岩類が分布する高城山(標高 406m)の山塊があり、また市の西端部には古期岩類よりなる塔ヶ峰(標高 396m)を始めとする山塊が連なっている。市の南端部には、古期岩類や花崗岩類等からなる山並み、即ち西より飯岳山(標高 573m)を最高峰として、ほぼ東西に御所ヶ岳(標高 247m)、馬ヶ岳(標高 215m)が連なっている。

これらの山塊に囲まれた市域内には、山側を中心に丘陵地や台地が広がっており、また臨海部には標高 10m 以下の低平地が広がっている。

防災面において、行橋市における要注意の地形としては、旧河道・埋立地・三角州平野・ 微高地が上げられるが、これらの地形が見られる校区としては、行橋・行橋南・行橋北・蓑 島・今元・延永東半部が挙げられる。このほかに、仲津・泉・今川校区では局部的に旧河道 地形が認められる。

(1)水 系

市域内に発達する二級河川としては、北から小波瀬川、長峡川、今川、江尻川、祓川等があるが、これらはすべて周防灘に注いでいる。これらの河川は、市域北側及び西側の山塊を水源とする小波瀬川・長峡川の水系列と、英彦山を水源とする今川・祓川の二系列に分けられる。前者は比較的河川勾配が緩く、支流に富んでいるという特徴を有している。

①小波瀬川水系

小波瀬川水系は、苅田町との境界付近を西側より東流して、最下流において長峡川に合流 し、蓑島の北で周防灘に注いでいる。しかしながら、本来の小波瀬川は直接周防灘に注いで いたが、江戸期以降の干拓・埋立により現在は最下流が長峡川に合流した形になっている。

②長峡川水系

長峡川水系は、市域西側の山塊を水源とし、また平尾花崗閃緑岩よりなる丘陵地の水を集め、井尻川等の支流を発達させて市域の中央部を東流して、蓑島の北側で周防灘に注いでいる。

③今川水系

今川水系は、市域の南方に位置する火山岩類より形成される英彦山(標高 1,200m)や犬ヶ岳 (標高 1,131m)の山塊を源流としている河川である。今川は、市南方の犀川を経て、下流部 が市の南より流入し、行橋平野を経て長峡川と同じく蓑島の北に開口している。

4 秡川水系

秡川水系は、今川と同じく英彦山や犬ヶ岳山塊を源流とする、火山岩地帯の水を集水して発達する水系である。この秡川は南から北へほぼ直線的に流れ下っている。したがって、支流も少なく、河川勾配も他の河川に比べ急である。下流部が南側より市に流入して、蓑島の南で周防灘に注いでいる。

本川は、河川勾配の急な直線的な川であることから、粗粒な火山岩の砂・礫を多量に市域内に運び込み、今川と祓川の間に低位段丘を発達させている。

⑤江尻川水系

江尻川水系は、今川と祓川に挟まれた市域内の水を水源として発達した小水系である。平 野内に小支流を発達させており、本川も蓑島の北で今川に沿って開口している。

以上の河川の他に、二級河川として長峡川水系の初代川と周防灘に直接注ぐ音無川があるが、初代川の流域はそのほとんどがみやこ町に属しており、また仲津校区南端部の台地中を流れる音無川も流域面積 8 km弱の小河川である。

(2) 気 象

①降水量

行橋市の年間降水量は約 1,100~2,300mm と年によりかなり変化するが、平均的には 1,700mm 前後と九州内の平均的な数値とほぼ同じである。

一方、月別の降水量は梅雨期である6~7月が250mm/月以上と最も多くなっており、次いで台風シーズンである9月も比較的雨が多い時期と言える。逆に冬季は北西の強い季節風の影響が少ないため、降水量が少なく、天気の良い日が多いという特徴を有している。このことから、行橋市の気候区分は瀬戸内海型として区分されている。

②気温

行橋市の年間平均気温は約 15~16℃と比較的温暖であることを示しており、月別平均気 温も冬季でも 5℃以上になっている。

③風向・風速

行橋市の平均風速は 1.7m/s と比較的穏やかで、かつ風向も西南西方向が最も多くなっている。また、冬に風速が強くなるなどの季節による大きな変化も認められず、瀬戸内海型としての特徴を示していると考えられる。

(3) 社会的条件

①人口・高齢化

市の人口は、令和4年4月現在 72,454 人(33,493 世帯)となっており、市街地での人

口集積が高い。

令和4年4月現在の高齢者人口は21,875人で、高齢化率は30.2%と3人に1人が高齢者であり、今後もさらに高齢化が進行することが予想される。

また、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者等の世帯も増加傾向にある。

②土地の利用

本市では、全市域を都市計画法による都市計画区域として指定しており、うち 668ha (約 9.5%)を用途地域 として指定していますが、市街化区域 と市街化調整区域のいわゆる「線引き」は行われていません。市街地周辺では、行橋駅西口地区土地区画整理事業、下水道事業、都市計画道路の整備など様々なインフラ整備を実施ししてきました。

Ⅰ-2 災害の想定

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林水産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川のはん濫等の風水害と、地震・津波や火災あるいは本市を通る大交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。

毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居等が浸水している。また、豪雨に伴い地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害もしばしば発生している。本市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、市域周辺には小倉東断層や福智山断層、さらには最近活動度等の評価がなされた周防灘断層群などの活断層がある。

(1)台風

熱帯地方で発生する低気圧を熱帯低気圧といい、北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、中心付近の最大風速が 17.2m/s 以上のものを台風と呼んでいる。 | 年間に発生する台風は平均 27 個であるが、台風の発生・接近は 7 月~10 月の間が多くなっている。また、九州北部に接近する台風の数は平均 3.2 個と、奄美・沖縄地方等を除けば全国的に見て多い方に属している。

また、福岡県や大分県など北部九州に大きな風倒木被害を与えた平成3年年の台風19号は、行橋市のすぐ西側を通過し市内全域に被害をもたらした。

(2) 土砂災害

①がけ崩れ

がけ崩れは、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、及び県より指定されている「急傾斜地崩壊危険区域」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、さらに「山腹崩壊危険地区」を想定する。

②土石流

土石流災害は、土石流に関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、及び県より指定・公表されている「砂防指定地」、「土石流危険渓流」、さらに「崩壊土砂流出危険地区」を想定する。

③地滑り

地滑りは、地滑りに関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、県及び林野庁などにより指定・公表されている「地すべり防止区域」、「地すべり危険箇所」、さらに「地すべり危険地区」を想定する。

(3) 行橋市域での地震動の予測

(1)小倉東断層に起因する地震による影響

本市にて最も影響を与える地震断層は、小倉東断層の北東下部となる。これらの震度分布や地表加速度について抽出・整理すると、発生確率が高いと考えられる小倉東断層北東下部の地震動として最大震度「6弱」(ただし一部地域にて震度6強)、地表加速度「400~600gal」という結果となる。また、未知の活断層の存在を考慮し、基盤地震動を一定とした想定地震モデルの場合も、震度「6弱」、地表加速度「400~600gal」との想定規模となっている。

なお、周防灘断層帯を震源とする想定震度については M7.1~7.6 の地震が発生した場合 に市域における震度の目安は「5強」程度という資料が発表されている。

以上から、行橋市における想定震度や地表加速度としては最大で震度「6 弱」、地表加速度が「400~600gal」程度の地震が想定される。

②南海トラフの巨大地震(海洋型プレート地震)による影響

平成 24 年 8 月末に国の中央防災会議ワーキンググループは、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)をとりまとめて公表した。これらによると本市では5つの検討ケースのうち、最大となる想定震度が「震度5強」、また地震に伴い到達が予想される津波の最大高さは4m(T.P.基準;満潮位及び地殻変動を考慮した値)、津波の到達時間については、津波高が+Imとなるまでの最短時間が「205分」という結果が得られている。これらの津波に伴う市町村別の浸水想定面積については、本市域では浸水深2m以上5m未満の浸水範囲が最大で20ha程度と想定されている。

これらの想定震度または想定津波高、浸水想定区域については、本市が太平洋岸から離れており、大きな影響は受けにくい地勢にある事を示している。

このため、本市では地震エネルギーとしては南海トラフの巨大地震による地震が大きい ものの、市に近接する陸域直下型地震の方が相対的にその影響度が大きくなる結果となる。

第2章 本計画の基本的考え方

2-| 地域強靱化の意義

平成 29 年 7 月九州北部豪雨や西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成 30 年 7 月豪雨など想定を超える規模の地震・風水害にも対応するため、早急に本市の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国や県全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、県の地域強靱化の推進をはじめ、バックアップ機能の強化や被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、「自律・分散・協調」の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や首都圏 からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本市における地方創生にも寄与することとなる。

2-2 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害被害及び国・県の計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

2-3 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり4つの基本目標を設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

2-4 基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(I) 強靱化の取組姿勢

- ①市の強靱性を損なう本質原因をあらゆる面から検証し、取組を推進する。
- ②短期的な視点のみならず、長期的な視野を持って計画的な取組を推進する。
- ③災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと。
- ④大規模災害に備え、国・県との連携だけでなく、民間との連携を強化し、広域的な応援・ 受援体制を整備すること。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

- ①防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。
- ②今川、長峡川、小波瀬川、秡川流域自治体との広域連携や自衛隊等の関係機関と連携を 図り、平常時からの訓練等を通じて、災害時の応援体制の実効性を確保するため連携強 化を推進する。
- ③地域強靱化を効果的に推進するため、行政による支援「公助」のみならず、自分の身は 自分で守る「自助」や、地域コミュニティや自主防災組織等で協力して助け合う「共助」 が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(行政)と民(住民、コミュニティ、 事業者等)とが連携及び役割分担した一体的な取組を推進する。

(3)地域の特性に応じた施策の推進

- ①人の絆を重視し、コミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靱化(特に 防災に関する)推進の担い手の育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として 推進する。
- ②災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。また、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の配慮が必要な方に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するともに災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ① 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、地方公共団体)と民(住民、 民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危 険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- (3) 効率的な施策の推進
- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老 朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ① 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI※による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ② 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ③ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- (5) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する 担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ① 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。
- ※ PPP・・官民連携(Public Private Partnership の略語)
- PFI・・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う 手法(Private Finance Initiative の略語)

第3章 行橋市の強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

3-1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を 洗い出す非常に重要なプロセスとされている。本市では、国が示す評価手法を参考に、以 下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を設定する。

- ・事前に備えるべき目標
- ・起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
- ・施策分野 の設定



【脆弱性の分析・評価】

・事態回避に向けた施策の現状を分析・評価 (リスクシナリオごとに整理)



・対応方策の検討

3-2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」と22の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

3-3 施策分野の設定

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
①人命の保護が 最大限図られる		直接死を最大限に防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大 規模な倒壊・火災等による多数の死 傷者の発生
28	I		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発 生
②市及び社会の 重要な機能が致	'		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水 による多数の死傷者の発生
命的な障害を受けずに維持されること			I-4	大規模な土砂災害による多数の死 傷者の発生
③市民の財産及 び公共施設に係		救急・救助、医療活動 等が迅速に行われると ともに、被災者等の健	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
る被害の最小化	2		2-2	警察、消防等の被災による救助・救 急活動の停滞
④迅速な復旧復		康・避難生活環境を確 実に確保する	2-3	被災地における医療・福祉機能の麻 痺
興			2-4	被災地における疫病・感染症の大規 模発生
	3	必要不可欠な行政機能 は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の 大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは 確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻 痺・長期停止等による災害・防災情 報の伝達不能

		5-I	ライフライン被害による避難所等、 防災拠点の機能不全
5	ライフライン、燃料供 給関連施設、交通ネッ トワーク等の被害を最	5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
J	小限に留めるととも に、早期復旧させる	5-3	汚水処理施設の長期にわたる機能 停止
		5-4	防災インフラの長期にわたる機能 不全
6	経済活動を機能不全に 陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サ ービスの機能停止、風評被害等に よる経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・ 二次災害を発生させな い	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等 の損壊・機能不全や堆積した土砂等 の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地·森林等の荒廃による被害の拡 大
	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復 興できる条件を整備す る	8-I	災害廃棄物の処理停滞による復旧・ 復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等 により復興できなくなる事態
8		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、 コミュニティの崩壊等による有形・ 無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・ 仮事業所等の整備が進まず復興が 大幅に遅れる事態

3-4 脆弱性の分析・評価の手順

1.「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、 リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被 害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が 発生する要因」を設定する。



2. 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに市の各部局等が実施している施策を調査・整理する。

- (1) 市の各部局等において実施している施策を調査
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析



- 3. 脆弱性の課題の検討・評価
- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施
- (2) 施策の進捗度等を表す指標(現状値)を可能な限り設定
- (3)(1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理

3-5 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、それぞれ資料 I のとおりである。なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

【評価結果のポイント】

○各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要である。

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト、期間、規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育な どのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要である。

○代替性・冗長性の確保が必要

道路や堤防、橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要である。

○地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要である。

資料I

リスクシナリオ別脆弱性評価結果

目標 | 直接死を最大限防ぐ

|-|) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生 | 安京・東世紀における地震社等(内災会機等理会・迷吐士報)

家庭・事業所における地震対策(防災危機管理室、消防本部)

大規模地震時には、家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品等の転倒により人的被害が拡大 するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要 がある。

防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達(防災危機管理室)

住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等と連携する など情報発信体制を整える必要がある。

災害対応業務の標準化・共有化(防災危機管理室)

災害対応において、関係機関の連携の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

防災訓練の実施(防災危機管理室)

大規模災害時には、混乱状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれが あることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

社会福祉施設等の維持管理(地域福祉課、介護保険課)

災害時に避難所となっている総合福祉センター及び地域ケア複合センターの老朽化に伴い、安全な福祉避難所としての機能の低下が懸念されるため、改修等が必要である。

住宅、特定建築物の耐震化(建築政策課)

地震時に老朽化した家屋やブロック塀の倒壊等による死傷者の発生が懸念されるため、 耐震診断や改修補助の促進及び周知をする必要がある。市の公有特定建築物は耐震化が 完了しているが、引き続き維持管理が必要である

応急危険度判定体制の整備(建築政策課、防災危機管理室)

災害時の被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う人員が市職員のみでは不足しており、多方面からの確保が必要である。

住環境等の整備(都市政策課、建築政策課)

住環境等の整備を促進するため、細分化された敷地の集約、不燃化された共同建築物の建築などを行う市街地再開発事業や、良好な宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業を実施する組合等、及び老朽住宅等の除却、生活道路・児童遊園等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業を実施する場合に、国の交付金による各種事業を実施する。また、個人が所有する空き家住宅が老朽危険家屋とならないよう、空き家バンク制度の登録推進を図り第三者による利活用を推進する必要がある。

市営住宅の維持管理(建築政策課)

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅の整備、適切なストック数形成事業等を推進し、公営住宅の長寿命化改修工事を行うとともに、居住停止となった旧耐震の木造住宅の解体による不要なストック削減を行う必要がある。

避難路の通行確保対策(土木課)

倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震 化、避難路の通行を妨げない取り組みを行う必要がある。

身近な公園・遊び場の維持管理(土木課)

突発的な災害による被害を抑えるため、平常時から公園内の遊具施設等について劣化及 び損傷の状況や安全性などを確認し、危険性のある施設を速やかに把握する必要がある。

災害に強い都市インフラの整備・維持管理(土木課)

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う必要がある。また、近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。

道路・橋梁の改修及び維持管理(土木課)

住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう、橋梁、道路等の改修及び維持管理を橋梁長寿命化計画など個別施設計画に基づき実施するため道路メンテナンス事業、防災・安全交付金事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業を推進し、点検及び改修を実施する必要がある。また、災害に強いまちづくりを推進するため、通学路の安全対策を目的とした交通安全対策事業を推進する必要がある。

学校施設の耐震化(学校管理課)

公立学校施設については、耐震化が完了しており、非構造部材やブロック塀等の安全点検 及び安全対策等に努めるよう指導助言等を行っている。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には 地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、 引き続き一層の整備が必要である。

防災教育の推進(教育総務課)

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成 ・ 更新について、各種研修の機会を通して周知を行う必要がある。

消防の災害対処能力の強化(消防本部)

大規模災害時に救出・救助活動の遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速かつ的確に救助・救急・消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

I-2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

避難情報の適切な発令(防災危機管理室)

国の「避難勧告等に関するガイドラン」に基づき、市の特性等を加味した「避難指示等の 判断・伝達マニュアル」を策定し、避難情報を発令基準やその伝達方法を定めている。避 難情報発令の判断基準については、市の特性及び過去の災害実績等の見直しを行うとと もに、市の地域特性、気象状況、災害実績等に応じる見直しを行う。

1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

県と連携した河川整備(土木課)

県と連携し整備に努める。令和2年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、河川施設の長寿命化計画策定を計画している。施設点検の長期にわたる機能停止を回避するため施設毎の長寿命化計画を策定し、点検データを活用した計画的な維持管理及び修繕を行う。さらに、土砂の堆積で断面が阻害されている箇所については、浚渫を実施する。

下水道による都市浸水対策(下水道課)

都市浸水対策(下水道整備)のため、4 箇所の雨水排水ポンプ場と 1 箇所の雨水貯留施設と 3 箇所の雨水幹線及び 2 箇所の都市下水路を供用している。施設の中には、経年的な老朽化等により、その機能を十分に発揮できないものもあり、ストックマネジメント計画の適正な運用が必要である。

1-4) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

土砂災害対策の推進(防災危機管理室、土木課、農林水産課)

近年、気象変動等の影響による集中豪雨、局地的豪雨、大型台風等の増加、地震の多発に伴い、これまでに経験したことのない大規模災害の発生リスクが高まっている。人命を守るため市内の土砂災害警戒区域などの危険箇所における安全対策などの整備促進を図る必要がある。

防災 (ハザード) マップによる市民周知(防災危機管理室)

土砂災害が発生するおそれがある県が指定した土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)等を基に、当該区域の避難体制の整備等を図り、土 砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

災害備蓄品の適正な準備・管理(防災危機管理室)

大規模災害発生時には、物流及び流通機能等が停止し、災害発生時から3~4日間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことが想定されるため、備蓄品等整備計画に基づき、適正な数量の確保及び賞味期限の確認など適切な管理を行う必要がある。また、避難

所で必要な備蓄品についても、必要な備蓄品の確保と適切な維持管理を行う必要がある。

民間企業との協定書締結の推進(防災危機管理室)

大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止などから、備蓄品だけでは食料や飲料水などが不足するおそれがあるため、民間企業等との協定締結を推進する必要がある。

輸送手段の確保(防災危機管理室、都市政策課)

災害時における備蓄物資等の輸送手段の確保のため、運輸業者等関係団体との応援協定 の締結を推進する必要がある。

応急給水体制の整備(上水道課)

適切な応急給水体制の整備のため、給水車の確保、非常用飲料水袋等の備蓄、近隣水道事業者との応援協定の締結、日本水道協会福岡県支部への連絡体制の整備等を促進する必要がある。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防施設の耐震化及び老朽化対策(消防本部)

消防本部の耐震化とともに、施設の老朽化が進んでいるため、新築・改築等を含む施設の 適切な維持管理のための早期対策が必要である。

災害対応装備資機材等の整備(消防本部)

東日本大震災や平成 24 年 7 月の豪雨以降、ゴムボートや救命胴衣等の豪雨災害に係る資機材、非常食や毛布等の物資の整備を行っている。災害対応装備資機材等の更なる整備・充実を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

常備消防の充実強化(消防本部)

大規模災害が発生した場合、当市の消防力だけでは対応は困難であることから、他の消防機関をはじめとした関係機関との連携の強化が必要である。

消防団の充実強化(消防本部)

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善や従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」ついて引き続き促進を図る必要がある。

2-3) 被災地における医療・福祉機能の麻痺

避難行動要支援者支援体制の整備(防災危機管理室、障がい者支援室、介護保険課)

大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

支援の受入れ体制の整備(防災危機管理室)

「行橋市災害時受援計画」による、人的・物的支援の円滑な受け入れ態勢の構築を推進する必要がある。

地域の病院、診療所等の被災状況及び稼働状況の把握、不足する医療資源の確保(地域福祉課)

避難所又は災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、平時から 県や医師会等と連携を図るとともに、病院・診療所等の開設状況の情報収集を行い地域の 医療体制の把握を行う必要がある。

医療チーム等の保健・医療に関わる支援者との協働(地域福祉課)

被災時に想定される保健医療に関わる様々な支援チームの役割等を把握しておくことが必要である。県が設置する保健医療調整本部と連携し、適切な保健医療の提供を行う必要がある。

現場 (急性期医療) の DMAT による医療支援(消防本部)

地域の拠点病院に設置されている DMAT との合同訓練や研修などを通じ、日ごろから連携の強化を図っている。 DMAT による迅速かつ適切な医療支援のため、引き続きこのような取組が必要である。

2-4) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

避難所となる施設や備品の整備(防災危機管理室、学校管理課、施設管理者)

避難所となる小・中学校やその他の施設について、耐震化など適切な維持管理に努めるとともに、空調設備の設置など、施設の改修を推進する必要がある。また、間仕切りや段ボールベッドなど、避難所の運営に必要な備品の確保に努める。

疫病・感染症の予防及びまん延防止(地域福祉課)

感染症予防・まん延防止のための広報や予防対策にかかる消毒物品等を避難所や住民へ配置・配布や予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施等が必要である。また、居宅や避難所等での感染症の発生状況等を把握し必要な医療等に繋げることが必要である。

健康管理体制の構築(地域福祉課)

被災者の健康状況を把握し必要な保健医療に繋げることが必要である。

DHEAT との連携(地域福祉課)

県から派遣される DHEAT と連携した適切な保健医療行政の体制確保が必要である。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

行橋市業務継続計画の適正な運用及び改定(防災危機管理室)

「行橋市業務継続計画」について、業務継続体制を強化するため、BCP を継続的に見直し、 実効性の向上を図る必要がある。

市の管理する施設の維持管理(財政課)

市が管理する施設について、災害の発生に備え、適切な維持管理や計画的な改修に努める 必要がある。

災害警備本部機能の確保(消防本部)

災害時に消防本部が機能不全となった場合に備え、代替庁舎への災害警備本部の機能移 転訓練等を実施するとともに、代替庁舎の機能強化に向けて、通信設備の確保等に取り組 む必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能 防災拠点の非常用電源の確保(防災危機管理室、財政課、施設管理者)

災害時に防災拠点である市庁舎の電源が確保できるよう、非常用電源の適正な維持管理を行う必要がある。また、その他の防災拠点についても電源の確保のため、発電機、太陽 光パネル、蓄電池、自立型GHP等の自立・分散型エネルギー設備の導入を整備する必要がある。

外国人に対する支援体制の整備(防災危機管理室、市民相談室)

県作成の多言語防災ハンドブックの提供、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の多言語版の啓発を行っているが、災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、取組を継続し 防災知識の普及促進及び外国人向けのアプリの登録促進を図る必要がある。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン被害による避難所等、防災拠点の機能不全(防災危機管理室)

防災拠点の機能を維持するため、水を確保する必要がある。

5-2) 上水道等の長期にわたる供給停止

上水道施設の維持管理(上水道課)

施設の維持管理に係る基本計画を策定し、耐震化、老朽化管路更新等を行い、災害に備える必要がある。また、近隣水道事業者との応援協定の締結を行う必要がある。

浄水施設、配水施設被災後の復旧(上水道課)

浄水施設、配水施設被災後の復旧について、被災状況の調査を行った上で、運転及び給水の再開を行う必要がある。

5-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

交通ネットワークの確保(都市政策課)

大規模災害時の鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがある ため、対応策の検討を進める必要がある。

下水道施設の耐震化(下水道課)

未耐震である 4 箇所の雨水排水ポンプ場と一部の汚水幹線については、ストックマネジメント計画に基づく改築の際に、耐震改修に取り組む必要がある。

下水道 BCP の実効性の確保(下水道課)

行橋市下水道事業 BCP を策定している。

今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道 BCP の情報更新 及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。

農業集落排水施設の老朽化対策(下水道課)

農業集落排水施設については、老朽化(供用開始後 20 年経過) した施設の機能診断を 令和 2 年度までに実施することとしている。現在、椿市地区の農業集落排水施設は供用 開始後 15 年である。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

海岸保全施設の老朽化対策(農林水産課)

海岸保全施設の機能回復及び強化を図るため、 沓尾海岸・長井海岸・蓑島海岸の3地区 海岸を対象として、点検診断・長寿命化計画の策定し、施設の老朽化対策に取り組む必要 がある。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

事業者における業務継続計画作成の支援(商業観光課)

多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することにより、供給連鎖の寸断等が発生し、様々な市内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続 又は早期再開できるよう、商工会議所等と連携し、市内事業者の業務継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

企業の事業継続性の確保(商業観光課)

企業の事業継続性の確保のため、県や関係団体等と連携した取組の検討を行う必要がある。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

農業水利施設の老朽化対策(農林水産課)

農業生産力の維持安定を図るため、必要に応じて基幹的農業水利施設の機能診断を行い、 劣化状況に応じた補修・更新等の 長寿命化 計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組む 必要がある。

〇農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、 機能診断・長寿命化計画の 早急な策定が必要である。

漁港施設の老朽化対策(農林水産課)

漁港施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく対策を実施。さらに、耐震 ・耐津 波対策に取り組んでおり、漁港施設の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が 必要である。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災 ・減災 対策(農林水産課)

県が防災重点ため池として位置付けたため池 97 箇所を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を進めており、併せて、浸水想定区域図作成などに取り組む必要がある。ため池の更なる防災対策を図るため、整備緊急度優の高い防災重点ため池から順次防災工事及び浚渫を実施する必要がある。

7-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

地域における農地・農業水利施設等の保全(農林水産課)

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきていることから、市町村を通じて、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援する必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(環境課)

被災地の迅速な復興、復旧を図るため、「行橋市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の整備に努める必要がある。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興 できなくなる事態

建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化(防災危機管理室、土木課)

大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れる おそれがあることから、行橋災害防止協会等と連携し復旧に取り組む必要がある。

災害ボランティア活動の強化(地域福祉課)

災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンター設置の検討 を行う必要がある。

被害認定調査体制の整備(防災危機管理室)

被災者の生活再建のためには、被害認定調査を迅速に進める必要があることから、被災者 支援システムの操作研修等による職員の育成を図る必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの強化(防災危機管理室、市民相談室)

大規模災害時には行政の対応だけでは限界であることから、地域での様々問題に対処するため自治会及び校区まちづくり協議会などの地域コミュニティの結束力を高める必要がある。

人材の確保及び養成(防災危機管理室)

地域防災を推進する自主防災組織において、防災リーダーとして活躍する人材を確保及 び養成するため、防災士の資格取得や講習会の受講などの支援を行う必要がある

地域コミュニティの活性化(市民相談室)

近年人と人との関係が希薄になってきており、災害時の共助の力が失われつつあるため、 地域コミュニティの更なる活性化を図るための取組が必要である。

地域コミュニティの活性化(地域福祉課)

地域コミュニティの活性化を図るため、地域における地域住民等の交流支援、地域での支えあいや地域づくりをテーマにした出前講座等を実施しており、引き続きこのような取組が必要である。

貴重な文化財の喪失への対策(文化課)

歴史資料館、増田美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示品・収蔵品の被害を最小限にとどめるとともに、 文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、県文化財保護課と連携して対応する体制づくりが必要である。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(建築政策課)

災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、速やかな仮設住宅の設置が求められる。

第4章 強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、下記資料2のとおりその推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。なお、本計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

資料2

リスクシナリオ別推進方針

目標 | 直接死を最大限防ぐ

|-|) 地震に起因する建物·交通施設の大規模な倒壊·火災等による多数の死傷者の発生 家庭・事業所における地震対策(防災危機管理室、消防本部)

各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、出前講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に身の安全を確保する行動をとれるよう、防災行政無線での緊急地震速報訓練にあわせて、シェイクアウト訓練を推進していく。

防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達(防災危機管理室)

住民への防災上の重要情報や避難情報などの災害情報を伝達するため、防災行政無線及び無線確認ダイヤルの活用を促進する。避難情報等の重要な情報について、防災行政無線での適切な放送の実施を図るとともに、緊急速報メール、行橋市公式 LINE、KBC d ボタン広報誌、メディアとの連携など、情報伝達手段の多様化を図り、広く情報提供できるよう努める。

災害対応業務の標準化・共有化(防災危機管理室)

災害対応において、関係機関の連携の組織体制や運営方法の違いにより、円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携し、適切な災害対応が行われる体制を構築する。

防災訓練の実施(防災危機管理室)

大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

社会福祉施設等の維持管理(地域福祉課、介護保険課)

福祉避難所である総合福祉センター及び地域ケア複合センターが大規模災害時等に中核 的機能を提供できるよう、計画的に改修工事等を行う。

住宅、特定建築物の耐震化(建築政策課)

市報・HP・固定資産税納税通知書封入チラシを活用し、市民に耐震化の必要性を周知するとともに、「行橋市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震木造建築物を対象に耐震耐震診断補助・耐震改修補助・危険なブロック塀撤去費補助を実施している。また、市の公有特定建築物について、耐震診断及び耐震性が不足している建築物には耐震改修工事等を実施し、耐震化率 100%を達成しており、今後も維持管理を継続していく。

応急危険度判定体制の整備(建築政策課、防災危機管理室)

技術職員以外にも、被災地派遣による現場対応内容の習熟や、職員研修などを行い、災害時に増員を行える体制を構築する。また、他自治体や民間企業と連携、協定を締結し、円滑な応急危険度判定を行えるよう整備する。

市営住宅の維持管理(建築政策課)

定期的な点検や適切な時期に長寿命化改修工事を実施し、公営住宅の維持管理に努める。

住環境等の整備(都市政策課、建築政策課)

住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業及び住環境整備 事業や狭あい道路整備等促進事業を実施することに対し、国の交付金による各種事業を 行う。また、空き家の実態を把握し、空き家バンク制度による登録を推進するとともに、 老朽危険家屋の除却を促進し、市民の安心・安全の確保と住環境の改善に努める。

避難路の通行確保対策(土木課)

災害発生時も早急に日常生活を取り戻すことができるよう、道路や河川、上下水道など各種都市インフラの整備と維持管理を継続し、安全・安心な都市インフラの形成を図る。

身近な公園・遊び場の維持管理(土木課)

「行橋市公園長寿命化計画」に基づき、老朽化が著しい危険性の高い施設の更新を行うと ともに、維持管理に努める。

災害に強い都市インフラの整備・維持管理(土木課)

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。また、近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

道路・橋梁の改修及び維持管理(土木課)

災害発生時も早急に日常生活を取り戻すことができるよう、道路や河川、上下水道など各種都市インフラの整備と維持管理を継続し、安全・安心な都市インフラの形成を図る。

学校施設の耐震化(学校管理課)

公立学校施設については、耐震化が完了しており、非構造部材やブロック塀等の安全点検 及び安全対策等に努めるよう指導助言等を行う。

防災教育の推進(教育総務課)

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。

消防の災害対処能力の強化(消防本部)

大規模災害における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な消防活動を実施するため、実践的な訓練を通した対処技術の向上に努めるとともに、人員の確保、車両及び装備資機材の整備、施設の更新を図る。

1-2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

避難情報の適切な発令(防災危機管理室)

適時適切な避難行動の発令が行われるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえて、市の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等の見直しを行うとともに、市の地域特性、気象状況、災害実績等に応じる見直しを行う。

1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

県と連携した河川整備(土木課)

県と連携し整備に努める。令和2年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、河川施設の長寿命化計画策定を計画している。施設点検の長期にわたる機能停止を回避するため施設毎の長寿命化計画を策定し、点検データを活用した計画的な維持管理及び修繕を行う。さらに、土砂の堆積で断面が阻害されている箇所については、浚渫を実施する。

下水道による都市浸水対策(下水道課)

都市浸水対策 (下水道整備) の機能を持続的に確保するため、ストックマネジメント計画 を適正に運用する。

1-4) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

土砂災害対策の推進(防災危機管理室、土木課、農林水産課)

土砂災害の防止・軽減を図るため、危険箇所について保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴を勘案しながら緊急性・重要性の高い箇所を中心に急傾斜地崩壊 対策事業等を進める。

防災 (ハザード) マップによる市民周知(防災危機管理室)

土砂災害警戒区域の変更、指定避難所の追加など、新たな情報を反映した防災(ハザー

ド)マップの更新を行う。また、災害に対する準備や避難時の注意点などを記載した防災 ガイドブックを作成し、防災に対する市民意識の向上を図る。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

災害備蓄品の適正な準備・管理(防災危機管理室)

食料・飲料水について、適正な数量の確保及び賞味期限の確認など、適切な管理を行う。 また、避難所で必要な備蓄品についても、必要な備蓄品の確保と適切な維持管理を行う。

民間企業との協定書締結の推進(防災危機管理室)

食料や飲料水など災害時の物資調達について、民間企業等との協定締結を推進する。

輸送手段の確保(防災危機管理室、都市政策課)

災害時における備蓄物資等の輸送手段の確保のため、運輸業者等関係団体との応援協定 の締結を推進する。

応急給水体制の整備(上水道課)

適切な応急給水体制の整備のため、非常用飲料水袋等の備蓄、近隣水道事業者との応援協 定の締結、日本水道協会福岡県支部への連絡体制の整備等を行う。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防施設の耐震化及び老朽化対策(消防本部)

消防本部については老朽・狭隘化が著しいため、適切な維持管理のためにも、計画的な建て替えや改修といった整備を検討するとともに、災害対策の拠点としての機能強化を図る。

災害対応装備資機材等の整備(消防本部)

最新の知見に基づく被害想定や、大規模災害を経験した他県等における資機材整備の状況等を勘案し、災害対応に必要不可欠となる資機材について、優先度の高い警察署から順次整備を進める。また、整備した資機材を活用した災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上を図る。

常備消防の充実強化(消防本部)

大規模災害に備え、緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練等を継続して行い、応受援体 制の実効性の確保を図る。

消防団の充実強化(消防本部)

消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

2-3) 被災地における医療・福祉機能の麻痺

避難行動要支援者支援体制の整備(防災危機管理室、障がい者支援室、介護保険課)

地域住民及び自主防災組織と連携した避難支援個別計画の策定を推進する。避難行動要 支援者についての情報を把握し、避難行動のための計画を随時作成・更新する。また、災 害時には、要支援者への安全確保の確認や事前避難の促進を行う。

支援の受入れ体制の整備(防災危機管理室)

「行橋市災害時受援計画」による、人的・物的支援の円滑な受け入れ態勢の構築を推進する。

地域の病院、診療所等の被災状況及び稼働状況の把握、不足する医療資源の確保(地域福祉課)

平時から地域の病院・診療所の情報を把握するとともに、医師会、保健所等と連携し災害 時の体制に備える。

医療チーム等の保健・医療に関わる支援者との協働(地域福祉課)

病院・診療所等の医療機関の被災状況や被災者・避難者の状況等を基に様々な支援チーム と連携・役割分担をする。県が設置する保健医療調整本部と連携し適切な保健医療活動が 行えるように取り組む

現場 (急性期医療) の DMAT による医療支援(消防本部)

継続して消防隊及び救急隊と DMAT との連携強化を図る。

2-4) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

避難所となる施設や備品の整備(防災危機管理室、学校管理課、施設管理者)

避難所となる小・中学校やその他の施設について、耐震化など適切な維持管理に努めるとともに、空調設備の設置など、施設の改修を推進する。また、間仕切りや段ボールベッドなど、避難所の運営に必要な備品の確保に努める。

疫病・感染症の予防及びまん延防止(地域福祉課)

医師会や県等と連携し必要な予防接種を実施する。

感染症予防のための広報や消毒等を行い、感染症発生の防止に努める。感染症の発生状況 等を踏まえ適切に医療に繋げると共に不足する医療資源を把握し県等と連携し医療の確 保を行う。

健康管理体制の構築(地域福祉課)

居宅や避難所等を巡回し、住民の健康状況の把握を行う。必要な方には保健医療等の適切な支援へ繋げる。保健所や県、医療機関等(被災状況に応じては他自治体等からの支援者)と連携し被災者の健康管理支援(感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等)を行う。

DHEAT との連携(地域福祉課)

保健所や県が行う研修等に参加し、DHEAT との連携等を学ぶ。また平時から保健所と連携 し、災害時の体制に備える

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

行橋市業務継続計画の適正な運用及び改定(防災危機管理室)

「行橋市業務継続計画」について、大規模災害発生時の業務対応の適切な実施に向け、必要に応じ見直しを図り、職員への周知を行う。

市の管理する施設の維持管理(財政課)

市が管理する施設について、災害の発生に備え、「行橋市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持管理や計画的な改修の実施に努める。

災害警備本部機能の確保(消防本部)

災害時に消防本部が機能不全となった場合に備え、消防本部の機能移転訓練等を実施するとともに、災害警備本部の運営訓練等を実施し、災害警備本部機能の強化を図る。消防本部及び代替施設の機能不全を想定し、災害警備本部の機能移転候補地の改築、建替え等に際しては、機能を保持した施設整備について検討を進める。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能 防災拠点の非常用電源の確保(防災危機管理室、財政課、施設管理者)

災害時に防災拠点である市庁舎の電源が確保できるよう、非常用電源の適正な維持管理を行う。また、その他の防災拠点についても電源の確保のため、発電機、太陽光パネル、 蓄電池、自立型GHP等の自立・分散型エネルギー設備の導入を図る。

外国人に対する支援体制の整備(防災危機管理室、市民相談室)

県と連携し、多言語防災ハンドブックによる防災知識の普及促進及び外国人向け、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の登録促進に努める。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに、早期に復旧させる

5-1) ライフライン被害による避難所等、防災拠点の機能不全を防ぐ

防災井戸の整備(防災危機管理室)

民間が所有する井戸の活用や、避難所に井戸を設置し災害時の断水に備える。

5-2) 上水道等の長期にわたる供給停止

上水道施設の維持管理(上水道課)

上水道施設の適切な維持管理及び耐震化を行い、災害に備える。また、近隣水道事業者と の応援協定の締結を行う。

浄水施設、配水施設被災後の復旧(上水道課)

浄水施設、配水施設被災後の復旧について、被災状況の調査を行ったうえで、運転、給水の再開を行う。

5-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

交通ネットワークの確保(都市政策課)

大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国、県及び交通事業者と連携しながら、地域鉄道等が被災した場合に代替する公共交通の確保に取り組む。

下水道施設の耐震化(下水道課)

ストックマネジメント計画に基づく改築の際に、耐震改修を実施する。

下水道 BCP の実効性の確保(下水道課)

行橋市が管理する公共下水道において、下水道 BCP の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

農業集落排水施設の老朽化対策(下水道課)

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画策定 について検討を行う。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

海岸保全施設の老朽化対策(農林水産課)

海岸保全施設の長 期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画により、点検データを活かした効率的な維持管理・更新を行う。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-I) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

事業者における業務継続計画作成の支援(商業観光課)

大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、供給連鎖の寸断等から早期に復旧で きるように、商工会議所等と連携し、市内企業の業務継続計画の策定支援を行う。

企業の事業継続性の確保(商業観光課)

企業の事業継続性の確保のため、県や関係団体等と連携した取組の検討を行う。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

農業水利施設の老朽化対策(農林水産課)

農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の 長寿命化 計画を策定し、施設の 老朽 化対策を推進する。

漁港施設の老朽化対策(農林水産課)

漁港の長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施。さらに、耐震・耐津波対策に取り組む。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災 ・減災 対策(農林水産課)

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けた ハード対策を実施する。

7-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

地域における農地・農業水利施設等の保全(農林水産課)

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を 図るため、市町村と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、 農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレッ トの配布などによりその取組内容の普及を図る。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(環境課)

大規模災害により発生する廃棄物処理については「行橋市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながら、円滑な受援にも繋がるよう D. Waste-Net の支援を受け、仮置き場のリスト化などマニュアルの策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進し、処理体制の整備に努め、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興 できなくなる事態

建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化(防災危機管理室、土木課)

大規模災害時の道路啓開等の停滞を回避するため、災害時における応急措置等の業務に 関する協定を締結している行橋災害防止協会等との連携体制を強化する。

被害認定調査体制の整備(防災危機管理室)

被災者の生活再建のためには、被害認定調査を迅速に進める必要があることから、被災者 支援システムの操作研修等による職員の育成を図る。

災害ボランティア活動の強化(地域福祉課)

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置の検討を進め、災害ボランティア活動の基盤整備をおこなう。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの強化(防災危機管理室、市民相談室)

大規模災害時の地域の問題解決には、自治会及び校区まちづくり協議会などの地域コミュニティの力が必要となることから、住民意識の向上を図り、住民主体の地域づくりを支援する。また、大規模災害時には地区の分散や孤立など、様々な問題が生じることから、地域の結束力など地域コミュニティの強化を図る。

人材の確保及び養成(防災危機管理室)

地域防災を推進する自主防災組織において、防災リーダーとして活躍する人材を確保及 び養成するため、防災士の資格取得や講習会の受講などの支援を行う。

地域コミュニティの活性化(市民相談室)

地域コミュニティの活性化を目指し、自治会への加入促進を図る。

地域コミュニティの活性化(地域福祉課)

社会福祉協議会と連携し、地域での新たな交流の場の確保支援をおこなうと共に、小学校 区の圏域に地域生活課題について協議できる場としての、まちづくり協議会(総称)を整 備するなど、地域コミュニティの活性化を図る。

貴重な文化財の喪失への対策(文化課)

歴史資料館、増田美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示品・収蔵品の被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、修理の実施にあわせ、文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、県文化財保護課と連携して対応する。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

公的賃貸住宅や賃貸型応急仮設住宅の提供体制の整備(建築政策課)

仮設住宅の設置を速やかに実施するため、転用可能な公営住宅の情報提供等について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用する等、県との情報共有及び連携を 図る。

第5章 計画推進の方策

5-1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内では、防災部局を中心に関係部署において連携を図り、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、民間事業者を含む関係機関とも連携を密にする。

5-2 計画の進捗管理と見直し

本計画の進捗管理は、地域強靱化施策の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、さらなる施策推進につなげていく。

また、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

資料3:国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧

国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧				
国工選擇心推進力到に基プ	/ \			
計画推進のために必要な	具体的な取り組み内容や事業箇	掲載該当	課名	
取組等	所等	箇所		
防災体制の強化	行橋市地域防災計画に基づき、	1-1, 1-	防災危機管理	
	職員の防災意識、知識を高め、迅	2, 1-3	室	
	速かつ適切に対応できるよう努			
	める。			
防災行政無線保守点検業	災害時の情報伝達手段として設	1-1, 1-	防災危機管理	
務	置している防災行政無線が有事	2, 1-3	室	
	に正常稼働するよう定期点検を			
	行い、整備を行う。			
住民への防災情報等の迅	J アラートを活用した全国一斉	1-1, 1-	防災危機管理	
速かつ的確な周知・伝達	情報伝達訓練及び緊急地震速報	2, 1-3	室	
に向けた J アラート・L	訓練やLアラート配信訓練に参			
アラートの活用促進	加し、迅速な情報伝達体制を構			
	築する。			
KBC d ボタン広報誌	防災情報等、市からの重要なお	1-1, 1-	防災危機管理	
サービス	知らせを周知する。	2, 1-3	室	

災害備蓄品整備事業	本市の備蓄等整備計画に基づ	2-1	防災危機管理
	き、必要な備蓄品の確保と適切		室
	な維持管理を行う。		_
民間企業との協定締結の	食料・飲料水などの物資調達に	2-1	防災危機管理
推進	ついて、民間企業などと協定締	2 1	室
16.00	結を推進する。		<u> </u>
叶W-lm 上本上岩田南江市		4 1 5 1	71+ (((/2 14k //2 TB
防災拠点の非常用電源確	災害対策本部及び避難所等にお	4-1, 5-1	防災危機管理
保	ける、非常用電源を確保する。		室
防災井戸の整備	民間が所有する井戸の活用や、	5-I	防災危機管理
	避難所に井戸を設置し災害時に		室
	備える。		
地域コミュニティの強化	自治会及び校区まちづくり協議	8-3	市民相談室、防
	会、自主防災組織などの地域コ		災危機管理室
	ミュニティの強化を図るため、		
	住民主体の地域づくりを支援す		
	る。		
公共施設の維持管理及び	行橋市公共施設等総合管理計画	3-1	財政課
改修	に基づき、公共施設の適切な維		
	持管理や計画的な改修を行う。		
公的賃貸住宅の提供体制	災害発生時の被災者の住宅確保	8-4	建築政策課
の整備	のため、公的賃貸住宅の提供可		
	能数の把握及び、災害時の迅速		
	な対応を行えるよう、必要に応		
	じ、対象住宅の修繕を行う。 行橋		
	市の公的賃貸住宅のストック数		
	については、行橋市営住宅長寿		
	命化計画にて算定し、必要数の		
	確保に努めている。		
住宅、特定建築物の耐震	行橋市耐震改修促進計画に基づ	- , -	建築政策課
化	き、市内の住宅・特定建築物の耐	2, 1-3	
	震化率向上を目指し、補助の実		
	施や周知活動を行う。		
ブロック塀の対策	福岡県と協働し、ブロック塀等	1-1	建築政策課
	の適切な維持管理を推進する。		
L	l .	I	1

市営住宅の維持管理	公営住宅の定期的な点検や、適	I-I, I-	建築政策課
	切な時期の長寿命化改修工事を	2, 1-3	
	 実施し、安全性等の向上を図り、		
	 公営住宅の維持管理に努める。		
 住環境等の整備	空き家バンク制度の推進、老朽	1-1	建築政策課
	 危険空家除却費補助等の空き家		
	 対策事業実施により、空家発生		
	の抑制や、発生した空家数の減		
	少に努める。		
行橋市橋梁の長寿命化修	行橋市の高齢化橋梁 (建設後 50	1-1, 5-1	土木課
 繕計画	 年を経過した橋梁) は 7%である		
	が、20 年後には 53%と飛躍的に		
	増大し、急速に橋梁の高齢化が		
	進行する。そのため、将来的に架		
	設時期が重なりコストの増大に		
	対応するため、長寿命化修繕計		
	画を策定することにより、予防		
	的な修繕を行い橋梁の長寿命化		
	並びにコストの平準化を図るこ		
	とを目的として維持管理を行っ		
	ていくものである。		
	修繕対象橋梁数:134橋(判定Ⅱ		
	(うち優先的に修繕すべき橋		
	梁:43橋(判定Ⅱ24橋、判定Ⅲ		
	19 橋)		
舗装の個別施設計画	平成26年度に行った道路スト	1-1、5-1	土木課
	ック総点検により得られた評価		
	をもとに効率的・効果的な舗装		
	修繕を計画的に実施すること		
	で、コストの平準化を図り、道路		
	網の安全性・信頼性を確保する。		
	(舗装修繕 58 路線、歩道修繕 65		
	箇所)		

		Т	1
行橋市公園長寿命化計画	都市公園 31 箇所の予防的な改修	1-1, 8-4	土木課
	工事や修繕を行い長寿命化並び		
	にコストの平準化を図ることを		
	目的として維持管理を行ってい		
	る。		
児童遊園施設管理事業	児童遊園内での事故発生の未然	1-1, 8-4	土木課
	防止のため、定期的に点検を行		
	い修繕や改修工事を行う。		
海岸堤防等の長寿命化を	計画的に、海岸堤防等の施設の	5-4	農林水産課
図りつつ、老朽化対策を	保全工事を実施する。		
実施する			
ため池の計画的な防災エ	ため池の決壊による水害、その	7-1	農林水産課
事及び維持管理	他の災害から市民生活を守るた		
	めに整備工事を推進する。		
漁港施設等の長寿命化を	機能保全計画を策定し、水域施	5-4	農林水産課
図りつつ、老朽化対策を	設の浚渫工事、係留施設や外郭		
実施する	施設の保全工事を実施する。		
農村地域防災減災事業	診断に基づき、補強等の防災エ	7-2	農林水産課
(防災重点農業用ため池	事が必要なため池に対して計画		
緊急整備事業)	を策定し、工事を実施していく。		
鳥獣被害防災対策の推進	行橋市鳥獣被害防止計画に基づ	7-2	農林水産課
	き、鳥獣被害防止総合対策交付		
	金等を活用し、鳥獣による農作		
	物等の被害を防止する。		
重要給水施設耐震化促進	重要給水施設対象施設への配水	5-2	上水道課
事業	管路の優先耐震工事を実施す		
	る。		
非常用飲料水袋の備蓄管	本市の年次計画に基づき、非常	2-1	上水道課
理	用飲料水袋の確保と適切な維持		
	管理を行う。		
下水道による都市浸水対	持続的な下水道機能の確保を維	1-3, 5-3	下水道課
策	持するため、ストックマネジメ		
(社会資本整備総合交付	ント計画に基づき施設の改築を		
金事業)	実施する。		
·			

下水道施設の耐震化	 未耐震である下水道施設は、ス	1-3、5-3	下水道課
(社会資本整備総合交付			
金事業)	く改築の際に、耐震改修を実施		
	する。		
下水道 BCP の実効性の	災害時により迅速かつ適切な対	5-3	下水道課
確保	応を可能とするために、下水道		
(社会資本整備総合交付	BCP の情報更新及び訓練を実施		
金事業)	し、実効性を高める。		
農業集落排水施設の老朽	農業集落排水施設の計画的な老	5-3	下水道課
化対策	朽化対策を進めるため、機能診		
	断及び長寿命化計画策定につい		
	て検討を行う。		
災害廃棄物処理体制の整	行橋市災害廃棄物処理計画に基	8-I	環境課
備	づき、処理体制の整備を行う。		
学校施設の改修、防災設	小中学校における備品及び建具	- , -	学校管理課
備の整備	等を点検する。また学校施設の	2, 1-3,	
	改修を行い、2次災害に繋がる	8-4	
	危険個所を排除し防災対策の強		
	化を進める。		
文化財の耐震対策、防災	歴史資料館、増田美術館等にお	I-I, I-	文化課
設備の整備	ける展示品の展示方法を点検す	2, 1-3,	
	る。また文化財や絵画等を収蔵	8-3	
	する収蔵庫等の施設改修を行		
	い、耐震対策等の防災対策を進		
	める。		
文化庁、県文化財保護課	文化財が被災した際、文化庁や	8-3	文化課
と連携した体制づくり	県文化財保護課等へのホットラ		
	インを構築し、情報共有をでき		
	る体制づくりを進める。また、そ		
	れを推進できる人材育成も併せ		
	て行う。		
毒物劇物の流出等の防止	災害に起因する危険物等の取扱	1-3, 8-1	消防本部
	事業場に対し、危険物等が河川		
	等へ流出することを未然に防止		
	するため、危険物等の取扱施設		
	への立入調査による取扱事業者		
1	1	1	1

	に対する管理徹底の指導及び、		
	危険物等が流出した際の拡散防		
	止の措置等を関係機関と連携し		
	て的確に行うことができる体制		
	を整備する。		
社会福祉施設等の維持管	災害時に福祉避難所となってい	2-3, 2-4	介護保険課、地
理	る総合福祉センター及び地域ケ		域福祉課
	ア複合センターについて、計画		
	的に施設及び設備の改修等を行		
	っている。		
病院、診療所等との連携	平時から地元医師会や保健所等	2-3, 2-4	地域福祉課
必要な医療資源の確保	と連携し有事の体制について検		
	討する。		
	有事には保健所や県と連携し必		
	要な医療資源の確保に努めるま		
	た、医療チームや DMAT、DHEAT 等		
	と連携・役割分担し適切な保健		
	医療の提供に努める。		
疾病、感染症の予防	必要に応じて医師会や県と連携	2-4	地域福祉課
	のもと予防接種法に基づく臨時		
	予防接種を実施する。		
	疾病予防や感染症予防について		
	住民への広報を行う。		
	有事には居宅や避難所等を巡回		
	し、被災者の健康状況等の把握		
	に努め、適切な保健指導や医療		
	等に繋げる。		
健康管理体制の構築	疾病予防や感染症予防について	2-4	地域福祉課
	住民への広報を行う。		
	有事には居宅や避難所等を巡回		
	し、被災者の健康状況等の把握		
	に努め、適切な保健指導医療等		
	に繋げる。		
災害ボランティアセンタ	社会福祉協議会と連携し、災害	2-3、8-2	地域福祉課
一の設置	ボランティアセンター設置の検		
	討をおこなう。		
		<u> </u>	

校区まちづくり協議会の	社会福祉協議会と連携し、小学	8-2	地域福祉課
設置	校区の圏域に地域生活課題につ		
	いて協議できる場としての、ま		
	ちづくり協議会 (総称) を整備す		
	3。		
消防・救急車両の整備	災害発生時の火災・救助・救急事	1-1, 1-	消防本部
	案に対応するため、現有車両の	2, 1-3	
	更新整備など適正な維持管理を		
	図るとともに、災害現場への隊		
	員の投入や、多数傷病者の移送		
	などを目的とした人員搬送車		
	等、新たな車両の導入も検討す		
	る。		
緊急消防援助隊等の受け	災害による甚大な被害により、	2-2, 2-3	消防本部
入れ態勢の整備	当市における消防・救急の能力		
	を超えた場合を想定し、活動人		
	員の確保や緊急消防援助隊をは		
	じめ、応援協定に基づく受援体		
	制の整備及びシミュレーション		
	を行う必要がある。		
防火対策の推進	住宅密集地や多数の人が利用す	1-1	消防本部
	る施設などでは、地震等を起因		
	とした火災の発生によって、多		
	数の人的、物的被害が想定され		
	るため、関係者や住民に対し、防		
	火対策及び防火意識の啓発を行		
	う必要がある。		
緊急医療・救護体制の確	災害時の迅速な医療・救護をお	2-2、2-3	消防本部
保	こなうため、広域災害救急医療		
	情報システム(EMIS)の活用や、		
	ドクターヘリ等の運用について		
	県及び関係機関との緊密な連携		
	をはかる。		